

各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目 6 番地 6 号

株式会社駐車場総合研究所

代表取締役社長執行役員 柳瀬 聡

(コード番号：3251)

問い合わせ先 執行役員経営管理部長 加藤 隆行

電話 03-3406-2477

## 「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針（平成 18 年 11 月 16 日制定）」を本年 7 月 1 日付で一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

当社は、経営理念を達成するための取組みとして、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法令の遵守体制及び資産の保全を第一義と考え、その強化に努めるべく、以下のとおり、内部統制システムの構築と運用に努めることを基本方針とする。

#### （取締役・従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

第 1 条 代表取締役社長は、内部統制管理責任者として、内部統制構築に関わる全責任を負うとともに、当社グループの全役職員に対し、企業倫理の遵守を継続的に行うよう徹底を図る。

取締役及び執行役員は、職務執行において法令及び定款に適合することを確保するため、関連する規定を制定し、取締役・従業員はこれらに服す。取締役及び執行役員は、職務執行にあたっては、全社および各部門、関係会社の単位で業務の実態に即した実施体制を整備するとともに、職務執行が適正に行われていることを監査するための体制を整備する。

イ. 当社は、監査役会設置会社として、取締役会の監督及び監査を通じ、取締役の職務の執行の適正性を確保し、取締役は取締役会の決議に基づき、職務を遂行する。

ロ. 当社は、事業活動を行うにあたり、法令及び定款、社内規則ならびに企業倫理の遵守をコンプライアンスの基礎とし、「グループ行動規範」を制定し、企業集団全体の役員・従業員に周知を図るとともに、研修等を通じて教育を行う。

ハ. 当社は、社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える勢力または団体等とは取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織に対応し、反社会的勢力による被害の防止に努める。

#### （取締役・従業員の業務執行に係る情報の保存及び保管に関する体制）

第 2 条 業務執行に係る情報は、法令、定款及び文書管理規程、情報管理規程等の社内規程に従い、文書（紙または電磁的媒体）に記録して、適切に保管・管理する体制をとる。全取締役・監査役はこれらの文書を閲覧することができる。

#### （リスク管理に関する体制）

第 3 条 予見されるリスクへの対応状況及び管理体制については、サービス品質、コンプライアンス、情報セキュリティ、事故・災害等に係るリスクは、それぞれの担当部署においてマニュアルの作成、研修の実施等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的な対応は経営管理部が行うものとする。

予見されるリスクへの対応において、特別なリスク管理体制が必要であれば、内部統制会議にてリスクの優先順位を付け、優先順位の高いものから各リスクに応じた対応状況及び管理体制を各部門で整備し、経営会議での承認を得るシステムを整備する。

**(職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)**

第4条 当社は執行役員制度を導入し、経営監督機構を取締役会が、業務執行機関を執行役員がそれぞれ担当するよう、「監督」と「執行」の分離を図る。その上で意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その有効性を向上させるために次の事項を定める。

- イ. 多面的な検討を経て、取締役会において慎重にかつ迅速に意思決定を行うために諮問機関として「経営会議」を組織し、当社の重要事項について審議する。
- ロ. 取締役会、執行役員各規程、組織規程及び職務分掌規程により、各取締役、執行役員および従業員との分掌と権限を定める。
- ハ. 経営方針・経営計画に基づき、各期間における数値的目標を明示し、各部門の目標と責任を明確にするとともに、計画と実績の差異分析等を通じて所期の経営目標の達成を図る。
- ニ. 経営・業務の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、全社レベルで業務の効率化・最適化を図る。

**(当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制)**

第5条 当社ならびに子会社から成る企業集団のリスク情報の有無を確認するために、当社の子会社を担当する各部門は関係会社規程に基づいて子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

- イ. 子会社を担当する各部門が、子会社の損失の危機の発生を把握した場合には、速やかに発見した損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響額等について、代表取締役社長に報告する。
- ロ. 代表取締役社長は、取締役会及び経営会議等において定期的に報告される子会社の業務執行状況を把握し、企業集団における内部統制システム整備を推進する。
- ハ. 子会社へ役員を派遣し、派遣役員は子会社の取締役会へ出席するとともに、子会社の経営を管理する。
- ニ. 内部監査室は、当社グループにおける内部監査を実施し、当社グループ業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。業務監査の年次計画、実施状況及びその監査結果は、その重要度に応じて取締役会に報告する。
- ホ. 監査役会が、監査役を通じて当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監査を効率的かつ適切に行われるように、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を図る等の体制を構築する。
- ヘ. 当社は金融商品取引法が求める内部報告に係る内部統制評価報告制度に適切に対応するため、内部統制委員会を設置し、当社連結グループ各社の内部統制評価体制の整備に取り組む。

**(監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項)**

第6条 取締役は監査役(会)からの求めがあった場合は、当社所属の従業員に 監査役の職務の執行を補助させる。当該補助者の取締役、執行役員からの独立性を確保するため、当該使用人の人事に関する事項は、監査役(会)との事前協議により定めるものとする。

**(取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制)**

第7条 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行の状況を把握するため、取締役会や経営会議など、重要な会議に出席できるものとし、必要に応じて取締役、執行役員または従業員から報告を受けることとする。

取締役、執行役員および従業員は、監査役に対して、法律に定める事項、内部監査の結果、内部通報制度による通報の状況および内容、その他全社的に影響を及ぼす重要事項について、遅滞なく報告するものとする。

**(その他監査役の監査が実質的に行われることを確保するための体制)**

第8条 代表取締役は監査役会と定期的な会合を持ち、事業報告とは別に会社運営に関し、意見を交換する。監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席し、経営違法性や効率性について監視する。内部監査室及び会計監査人と連携を図り、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

**(財務報告の信頼性を確保するための体制)**

第9条 当社は、企業グループ全体の財務報告の信頼性と適正性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、必要な是正を行う。

**(適時適正開示を行うための体制)**

第10条 会社情報適時開示規程に基づき、役職員に周知徹底を図るとともに、当社ならびに子会社からなる企業集団での情報開示のレポートラインを構築する。経営会議において内容の適正性を確保し、適時適正開示を実施する。

以 上

平成18年11月16日 制定

平成23年7月1日 改訂